

 **かどや製油株式会社**

第 65 回

定時株主総会

招集ご通知

ご来場の自粛検討のお願い

新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主の皆様には今年度の株主総会当日のご来場を見合わせ、インターネットや書面による事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。今後の状況により株主総会会場や運営方法に大きな変更が生じる場合は、当社WEBサイトにてお知らせいたします。

<https://www.kadoya.com/>

ご出席株主様へのお土産の配布は本年も取りやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



株主の皆様へ

証券コード：2612

2022年6月3日

東京都品川区西五反田八丁目2番8号

かどや製油株式会社

株主の皆様におかれましては、日頃よりかどや製油に対し、ご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を6月27日（月曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。第65期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の概況及び株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2022年6月

代表取締役社長 久米 敦司



目次

第65回定時株主総会招集ご通知	1	連結計算書類	
議決権行使についてのご案内	3	連結貸借対照表	31
株主総会参考書類	5	連結損益計算書	32
事業報告		計算書類	
企業集団の現況	11	貸借対照表	33
会社の現況	22	損益計算書	34
		監査報告	
		連結計算書類に係る会計監査報告	35
		計算書類に係る会計監査報告	37
		監査役会の監査報告	39

第65回 定時株主総会招集ご通知

1. 日 時 2022年6月27日(月曜日) 午前10時

2. 場 所 東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル高輪 地下1階 プリンスルーム

報告事項

1. 第65期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件

3. 株主総会の 目的事項

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 故代表取締役会長小澤二郎氏に対する弔慰金贈呈の件

4. 招集にあたって の決定事項

1. 書面(郵送)及びインターネットの両方で重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
2. インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、下記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト「IR情報」欄に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

5. インターネット による開示

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

IR情報 <https://www.kadoya.com/ir/page05.html>

従いまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以上

- ◆当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◆株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト「IR情報」欄 (<https://www.kadoya.com/ir/page05.html>) に掲載させていただきます。

書面又はインターネットによる議決権行使について

当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁、4頁のご案内にしたがって2022年6月24日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス対策に関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本年は可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会にご出席を検討される株主の皆様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染症予防対策にご配慮いただき、ご来場くださいますようご協力お願い申し上げます。なお、株主総会会場において、役員及び運営スタッフがマスク着用をさせていただくほか、感染拡大防止に必要な措置（座席の間隔を確保するために入場者数を制限して入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りする場合があること、株主総会の時間を短縮する等）を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

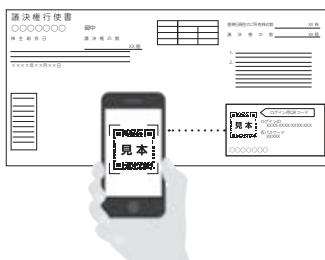
今後の状況により株主総会の運営・会場等に大きな変更が生じた場合には、以下の当社のウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。
当社ウェブサイト (<https://www.kadoya.com/>)

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重点政策の一つとして位置付けており、配当性向の目標は単体の当期純利益の40%を目処としております。ただし、業績に関わらず1株当たり20円以上の配当を継続して行えるよう努力してまいります。

この配当政策に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき普通配当110円とさせていただきたいと存じます。

- 配当財産の種類 金銭
- 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株当たり金110円 総額1,013,600,060円
- 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月28日

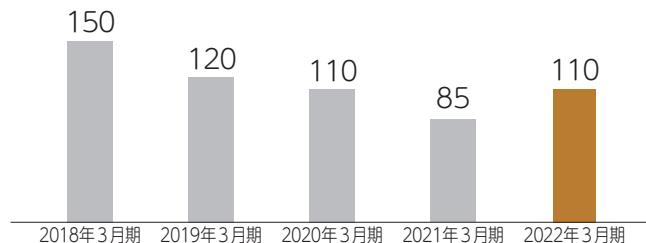
その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 増加する剰余金の項目及びその額 別途積立金 300,000,000円
- 減少する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金 300,000,000円

<ご参考> 配当金の推移

1株当たり年間配当金 (単位:円)



1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削 除）</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p>
(新 設)	<p>① 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案

取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役川上三知男氏は取締役を辞任されますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、今回選任されます取締役竹田真氏の任期は、当社定款第21条第2項の定めに従い、他の在任取締役の任期の満了する2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

	たけだ 竹田	まこと 真	(1976年10月22日生 満45歳)	新任	社外	独立
所有する当社株式の数		0株				

■ 略歴、当社における地位、担当

2001年	10月	弁護士登録
2008年	9月	ニューヨーク州弁護士登録
2009年	4月	東京法務局訟務部部付（任期付公務員）
2010年	4月	法務省大臣官房民事訟務課課付（現・法務省訟務局）
2012年	4月	東京芝法律事務所入所（現任）
2018年	4月	当社顧問弁護士就任（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

竹田真氏は、弁護士としての専門的知識と当社の顧問弁護士を務めている経験から当社のコーポレートガバナンスのより一層の向上を遂行し、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。また、今までも法的な面からの助言等を行ってきており、今後も同様な助言を期待しております。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はございませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

- (注) 1. 竹田真氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 竹田真氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 竹田真氏は、社外取締役候補者であります。
4. 竹田真氏が選任された場合、当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険契約」という。）を締結しております。D&O保険契約は取締役を含む被保険者の行った業務に起因して損害賠償請求された損害等を填補するものであります（ただし、保険約款で定められた免責事由に該当するものを除く）。竹田真氏が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 竹田真氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計としております。
7. 竹田真氏は、現在、当社の顧問弁護士ですが、本議案の承認をもって、顧問契約を解消する予定であります。

第4号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役磯貝進氏は監査役を辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

今回選任されます監査役都島裕二氏の任期は、当社定款第31条第2項の定めに従い、監査役磯貝進氏の任期が満了する2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

つしま ゆうじ
都島 裕二 (1970年1月29日生 満52歳)

所有する当社株式の数	0株
------------	----

新任

社外

■ 略歴、当社における地位

1993年 4月	三菱商事株式会社入社	2021年 4月	同社食品産業グループ新興市場室長
2002年 4月	米国AGREX INC.出向 (Manager, Export)	2022年 4月	同社食品産業グループグローバル食品本部
2008年 4月	三菱商事株式会社農水産本部戦略企画室		戦略企画室長 (現任)
2010年 10月	同社農水産本部飼料畜産部事業戦略チームリーダー		
2015年 5月	PT. MC Living Essentials Indonesia副社長		
2018年 4月	同社社長		
2019年 4月	三菱商事株式会社食糧本部食品原料部長		

(重要な兼職の状況)

三菱商事株式会社 食品産業グループグローバル食品本部戦略企画室長

■ 社外監査役候補者とした理由

都島裕二氏は、長年の総合商社勤務を通じて幅広い知見を有するとともに、海外現地法人の経営に参画した経験も有し、当社の監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者としたものであります。

- (注) 1. 都島裕二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 都島裕二氏は、社外監査役候補者であります。
3. 都島裕二氏は、当社の特定関係事業者である三菱商事株式会社の業務執行者として上記の地位等を務めるとともに、同社より従業員給与等を受けており、今後も受ける予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険契約」という。）を締結しております。D&O保険契約は監査役を含む被保険者の行った業務に起因して損害賠償請求された損害等を填補するものであります（ただし、保険約款で定められた免責事由に該当するものを除く）。都島裕二氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 都島裕二氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

第5号議案

故代表取締役会長小澤二郎氏に対する弔慰金贈呈の件

2022年4月21日に逝去されました故代表取締役会長小澤二郎氏のご遺族に対し、その在任中の功労に報いるため、弔慰金として21,600千円を贈呈いたしたいと存じます。

本議案に関しましては、社外取締役が過半を占める指名報酬諮問委員会での協議を経て、取締役会にて決定しております。

なお、その贈呈の時期及び方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

故代表取締役会長小澤二郎氏の略歴は次のとおりであります。

お ざ わ じ ろ う
小澤 二郎

■ 略歴、当社における地位、担当

2003年	6月	当社代表取締役社長
2019年	6月	当社代表取締役会長
2022年	4月	逝去

以 上

(提供書面)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

■ (1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及びその成果

当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、遡及処理後の数値で比較分析を行っております。

詳細は、連結注記表「2. 会計方針の変更に関する注記(1) 収益認識に関する会計基準等の適用」に記載のとおりであります。

当連結会計年度におけるわが国経済は、依然として、新型コロナウイルス感染症問題が収束せず、各地で緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用がされる等、経済活動が制限される環境下にありました。また、感染拡大の波が生じる中で、ワクチンの普及やその他各種感染対策を講じる等、引き続き感染拡大防止と経済活動の維持・拡大との両立が課題となっております。また、世界経済においては、米国や中国等のワクチン接種が進む国等で、経済状況は回復傾向にあるものの、ウイルスの新たな変異株の出現やウクライナ情勢による地政学リスクの高まり等もあり、先行きが不透明な状況が続いております。

食品業界におきましては、外食産業において、休業や時間短縮営業、酒類の提供停止等の制限等が生じ、厳しい状況が続きましたが、その一方で、内食需要は底堅く推移しております。また、食を提供するインフラの役割として、これまで以上に安心・安全を前提とした安定的な事業継続が求められています。

このような状況下、当社グループは、状況に応じた出張等の制限、工場見学の停止、テレワーク勤務の導入、従業員に対する検査への補助等、感染症拡大を防ぐ取組みを行う中で、厳格な生産管理体制のもと、安定的な製品供給の確保に注力しました。また、2021年2月にごま油業界初の特定保健用食品である「健やかごま油」を発売し、新商品の認知や健康ニーズの獲得に向けて、テレビCMを展開する等、積極的な販促を進めています。

ごま油におきましては、家庭用は、いわゆる「巣ごもり特需」がひと段落の状況となりましたが、外食産業が回復傾向とはいえ本来の状況には戻らない中で、内食需要は堅調に推移し、販売数量は前期に比べ微増となりました。

また、業務用及び輸出用は、外食産業向けの販売が増加し、前期の販売数量を上回りました。以上により、ごま油全体の販売数量は前期比103.2%、販売金額は前期比104.0%となりました。

食品ごまにおきましては、ねりごま、食品ごまともに販売数量は前期を下回り、全体の販売数量は前期比99.6%、販売金額は前期比98.2%となりました。

一方、コスト面におきまして、売上原価は、原料価格相場は、当期に上昇局面に転じましたが、原料船積み後に当社工場で使用されるまでには相応の期間を要することから、当期の入庫原料への影響は限定的で、前期比では原料払出価格が低下したことや、袖ヶ浦工場の償却進行による減価償却費の減少等により、前期比99.0%となりました。また、販売費及び一般管理費は、「健やかごま油」の発売に伴うテレビCM等の広告施策の実施等により、前期比109.5%となりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高32,185百万円（前期比814百万円増）、経常利益は3,968百万円（前期比833百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,769百万円（前期比667百万円増）となりました。

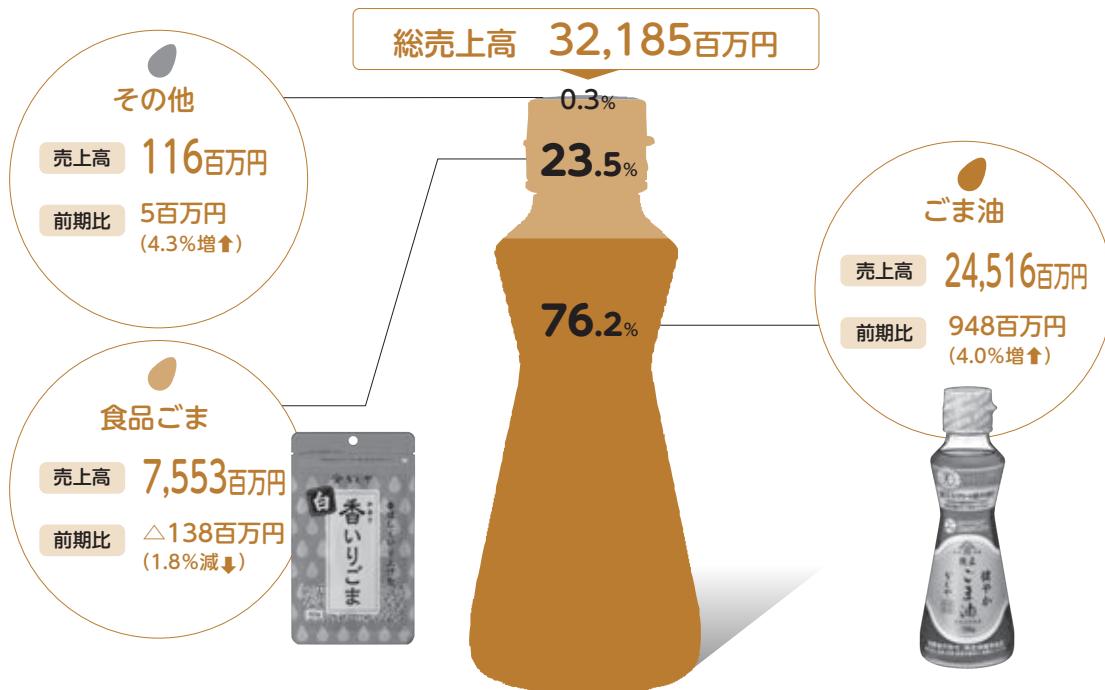
■ 生産の状況

(単位：トン)

区分	第64期 (2021年3月期)	第65期 (当連結会計年度) (2022年3月期)	前連結会計年度比
ごま油生産量	28,471	29,648	104.1%
食品ごま生産量	13,032	13,533	103.8%
脱脂ごま生産量	24,113	25,554	105.9%

(注) ごま油生産量には輸入原料油の処理を含みます。

セグメント別売上高構成比



セグメント別売上高の状況

セグメントの名称		第64期 (2021年3月期)	第65期 (当連結会計年度) (2022年3月期)	前連結会計年度比
ごま油	(百万円)	23,568	24,516	104.0%
内訳				
ごま油	(百万円)	(22,750)	(23,408)	(102.8%)
脱脂ごま	(百万円)	(818)	(1,107)	(135.3%)
食品ごま	(百万円)	7,691	7,553	98.2%
その他	(百万円)	111	116	104.3%
合計	(百万円)	31,371	32,185	102.5%

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度(第64期)の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額で表示しております。なお、前連結会計年度の売上高は、遡及適用を行う前と比べ3,729百万円減少しており、セグメント別ではごま油セグメントで2,870百万円、食品ごまセグメントで859百万円減少しております。

ごま油事業



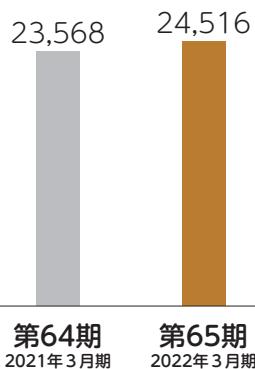
主要製品

ごま油 調合油
辣油 脱脂ごま



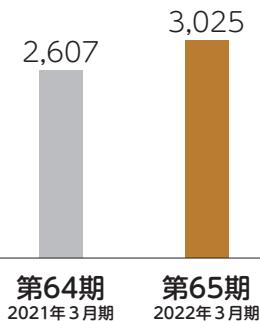
セグメント売上高

(百万円)



セグメント営業利益

(百万円)



今期の状況

ごま油におきましては、家庭用は、いわゆる「巣ごもり特需」がひと段落の状況となりましたが、外食産業が回復傾向とはいえ本来の状況には戻らない中で、内食需要は堅調に推移し、販売数量は前期に比べ微増となりました。

業務用は、家庭用製品を取り扱う加工ユーザー向けの需要が堅調な中で、外食需要の回復、テイクアウト等の感染症問題下特有の需要増等もあり、業務用全体の販売数量は前期に比べ増加しております。

また、輸出用は、感染症問題を原因の発端とする海上輸送コンテナ不足の影響を受けつつも、ワクチン接種の普及等もあり、外食産業向けが需要増となり、販売数量は前期に比べ、増加しております。

ごま油全体の販売数量は前期比103.2%、
販売金額は前期比104.0%となりました。

● 食品ごま事業



主要製品

いりごま、すりごま、
あらいごま、ねりごま



セグメント売上高

(百万円)

7,691

7,553

第64期
2021年3月期

第65期
2022年3月期

セグメント営業利益

(百万円)

352

362

第64期
2021年3月期

第65期
2022年3月期

今期の状況

食品ごまは、家庭用食品ごまに強みを持つ子会社であるカタギ食品の販売伸長の寄与もありましたが、家庭用P Bの落ち込みがあったほか、加工ユーザー向けの販売が低調となったこと等により、食品ごまの販売数量は前期に比べ減少しました。

また、ねりごまは、総菜需要の減等により販売数量は減少しております。

以上により、食品ごま全体の販売数量及び販売金額は前期に比べ減少しました。

食品ごま全体の販売数量は前期比99.6%、
販売金額は前期比98.2%となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は809百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備
その他 本 社 小豆島工場 事務棟建屋増築工事
- ロ. 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
その他 本 社 基幹システム更新
- ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却・撤去・滅失
該当事項はありません

③資金調達の状況

コミットメントライン契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と契約総額5,000百万円の特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン）を締結しております。

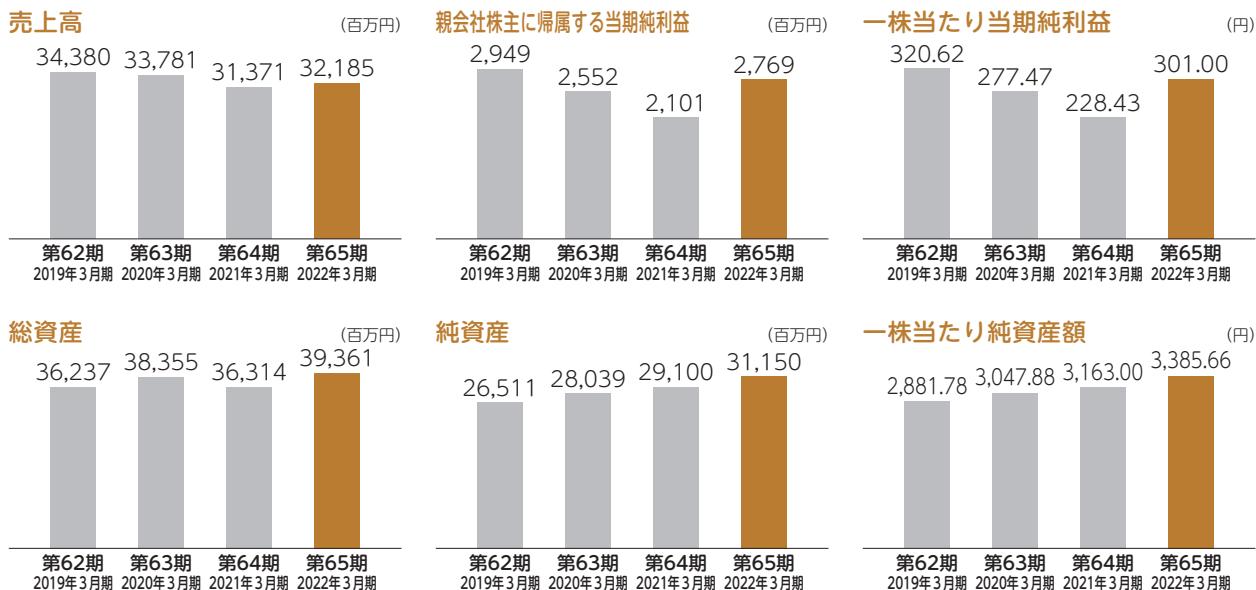
特定融資枠契約の総額	5,000	百万円
借入実行残高	—	百万円
借入未実行残高	5,000	百万円

■（２）直前３事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第62期 (2019年3月期)	第63期 (2020年3月期)	第64期 (2021年3月期)	第65期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
売上高 (百万円)	34,380	33,781	31,371	32,185
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,949	2,552	2,101	2,769
一株当たり当期純利益 (円)	320.62	277.47	228.43	301.00
総資産 (百万円)	36,237	38,355	36,314	39,361
純資産 (百万円)	26,511	28,039	29,100	31,150
一株当たり純資産額 (円)	2,881.78	3,047.88	3,163.00	3,385.66

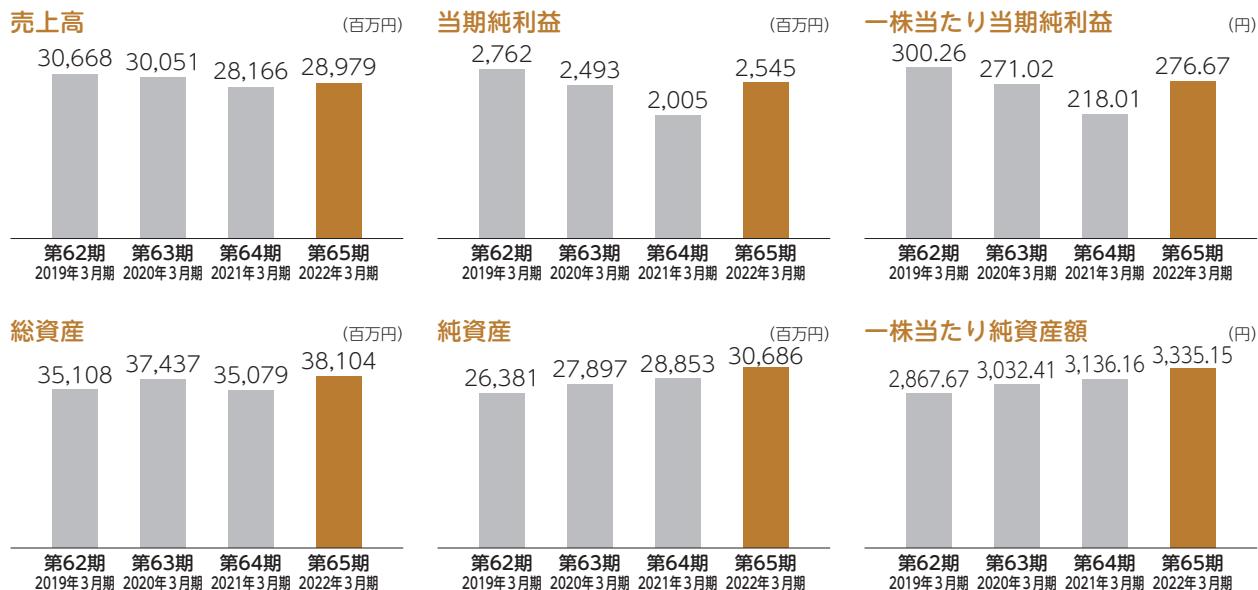
(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度(第64期)の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額で表示しております。なお、前連結会計年度の売上高は、遡及適用を行う前と比べ3,729百万円減少しております。



②当社の財産及び損益の状況

区分	第62期 (2019年3月期)	第63期 (2020年3月期)	第64期 (2021年3月期)	第65期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	30,668	30,051	28,166	28,979
当期純利益 (百万円)	2,762	2,493	2,005	2,545
一株当たり当期純利益 (円)	300.26	271.02	218.01	276.67
総資産 (百万円)	35,108	37,437	35,079	38,104
純資産 (百万円)	26,381	27,897	28,853	30,686
一株当たり純資産額 (円)	2,867.67	3,032.41	3,136.16	3,335.15

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度(第64期)の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額で表示しております。なお、前事業年度の売上高は、遡及適用を行う前と比べ3,157百万円減少しております。



■（３）対処すべき課題

当社グループを取り巻く国内外の事業環境は少子高齢化の進展、環境問題の深刻化など著しく変化しております。これまでにカタギ食品のグループ化（2017年）や袖ヶ浦工場稼働（2020年）などを実現し、2020年度を「第二の創業」とも言える大きな節目と捉え、2020年5月にグループ長期ビジョンを策定しました。その中では社員の“次に向けた意識改革”“自ら考え、変わり、挑戦するという姿勢の共有化”を念頭に『変革と挑戦！健康と笑顔を届けるNo.1を目指す！』をスローガンとしました。

またあわせて、当社グループは2021年度を初年度とする中期経営計画「ONE Kadoya 2025（※）」を策定しております。グローバル、国内、社会、経済と会社を取り巻く状況が不透明かつ変化している中、引き続き「事業戦略」「経営基盤の再構築」の個別施策を着実に実行してまいります。更には、自らのビジネス特性を踏まえ、持続可能な社会実現（SDGs）や社会課題の解決に向け、積極的な取組みを実施してまいります。

（※）「ONE」…ごま一筋、グループ・役職員一丸、仕事のやりがいNo.1、グローバルでのNo.1など多くの「ONE」の思いが込められています。

①事業戦略

- ・かどやファンの着実な底上げ（マーケティング、提案型営業の強化等）
- ・海外事業の強化
- ・商品開発力強化による新たな価値の提供
- ・販売チャネルの拡充
- ・カタギ食品との連携深化（営業力強化、新商品開発、業務効率化）

②経営基盤の再構築

- ・安心・安全への不断の取組
- ・人事制度改革
- ・研究開発機能の強化
- ・生産体制の最適化（小豆島工場、袖ヶ浦工場、カタギ食品寝屋川工場の3工場の連携強化）

③持続可能な社会実現に向けた取組み（SDGsを意識した経営）

- ・温暖化ガス削減、食品ロスへの着実な取組みなど

■ (4) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業内容	主要製品
ごま油事業	ごま油、調合油、辣油、脱脂ごま
食品ごま事業	いりごま、すりごま、あらいごま、ねりごま

■ (5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
カタギ食品株式会社	30百万円	100%	家庭用食品ごま、加工ごまの製造・販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

■ (6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

当社の主要な営業所及び工場

本社

- ① 東京都品川区西五反田八丁目2番8号

支店

- ② 仙台 (青葉区)
 ③ 東京 (品川区)
 ④ 名古屋 (中区)
 ⑤ 大阪 (吹田市)
 ⑥ 広島 (西区)
 ⑦ 福岡 (博多区)

工場

- ⑧ 香川県 (小豆郡)
 ⑨ 千葉県 (袖ヶ浦市)

子会社の主要な営業所及び工場

- ⑩ カタギ食品株式会社
 (大阪府寝屋川市)



■ (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
541 (44) 名	23名増 (1名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト及び非常勤嘱託は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
402 (36) 名	25名増 (5名増)	41.2歳	13.7年

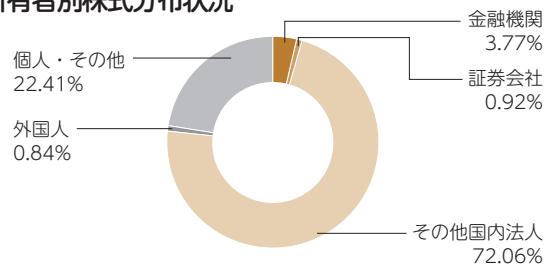
(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト及び非常勤嘱託は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 会社の現況

■ (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 16,000,000株
- ②発行済株式の総数 9,400,000株
- ③株主数 9,731名
- ④大株主 (上位10名)

所有者別株式分布状況



自己株式は個人・その他に含めて記載しています。

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	2,477,000株	26.88%
三井物産株式会社	2,019,500	21.91
小澤物産株式会社	1,063,186	11.53
小澤商事株式会社	428,314	4.64
国分グループ本社株式会社	300,000	3.25
日清食品ホールディングス株式会社	300,000	3.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	219,900	2.38
伊藤忠商事株式会社	130,000	1.41
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	101,600	1.10
小澤二郎	58,900	0.63

(注) 持株比率は自己株式 (185,454株) を控除して計算しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は取締役の報酬と当社の株式価値の連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高める目的として、役員株式報酬制度を導入しています。その概要は「(2) 会社役員の状況」の「④取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載のとおりであります。なお、役員に交付した株式の区分別合計は次のとおりであります。

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	500株	1名

(注) 取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

■ (2) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役会長	小澤二郎	—
代表取締役社長	久米敦司	—
取締役	井尻尚宏	常務執行役員・生産本部長兼生産企画部長兼生産技術部長、カタギ食品株式会社取締役
取締役	中山裕章	常務執行役員・国内事業本部長、カタギ食品株式会社取締役
取締役	長澤昇	執行役員・経営企画部長、カタギ食品株式会社取締役
取締役	川上三知男	東京芝法律事務所
取締役	齋藤聖美	ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役 鹿島建設株式会社社外取締役 昭和電工株式会社社外監査役
取締役	大西賢	帝人株式会社社外取締役 株式会社商船三井社外取締役 Alton Aviation Consultancy Japan Co., Ltd Senior Advisor
常勤監査役	植松博司	—
常勤監査役	山内文明	カタギ食品株式会社監査役
監査役	秋元建夫	小澤物産株式会社常務取締役、 小澤商事株式会社常務取締役
監査役	磯貝進	三菱商事株式会社グローバル食品本部戦略企画室長
監査役	吉田昌悟	三井物産株式会社食料本部 油脂・加工素材ソリューション事業部加工品事業室長

- (注) 1. 代表取締役会長小澤二郎氏は、2022年4月21日に逝去により退任いたしました。
2. 取締役川上三知男氏、齋藤聖美氏及び大西賢氏は社外取締役であります。
3. 取締役川上三知男氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は川上三知男氏、齋藤聖美氏及び大西賢氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役山内文明氏、秋元建夫氏、磯貝進氏及び吉田昌悟氏は、社外監査役であります。
6. 2021年6月22日開催の第64回定時株主総会において、長澤昇氏、齋藤聖美氏及び大西賢氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
7. 2021年6月22日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、取締役戸倉章博氏、佐藤圭介氏、高野純平氏及び石塚昭夫氏は任期満了により退任いたしました。
8. 2021年6月22日開催の第64回定時株主総会において、植松博司氏、山内文明氏及び吉田昌悟氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
9. 2021年6月22日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、監査役菱田州男氏、西村泰彦氏及び井上裕規氏は辞任により退任いたしました。
10. カタギ食品株式会社は当社の子会社であります。
11. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
井 尻 尚 宏	取締役執行役員生産本部長兼 生産企画部長	取締役常務執行役員生産本部長兼 生産企画部長	2021年 6月22日
	取締役常務執行役員生産本部長兼 生産企画部長	取締役常務執行役員生産本部長兼 生産企画部長兼生産技術部長	2021年 7月 1日
中 山 裕 章	取締役執行役員国内事業本部長兼 販売推進部長兼物流部長	取締役執行役員国内事業本部長	2021年 4月 1日
	取締役執行役員国内事業本部長	取締役常務執行役員国内事業本部長	2021年 6月22日

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険契約」という。）を締結しております。D&O保険契約は被保険者の行った業務に起因して損害賠償請求された損害等を填補するものであります（ただし、保険約款で定められた免責事由に該当するものを除く）。当社の全ての取締役及び監査役（社外を含む）は当該保険契約の被保険者の対象となり、その保険料は全額当社が負担しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別総額			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	410百万円 (39百万円)	237百万円 (39百万円)	163百万円 (-)	9百万円 (-)	12名 (4)
監査役 (うち社外監査役)	59百万円 (29百万円)	59百万円 (29百万円)	- (-)	- (-)	8名 (5)
合計 (うち社外役員)	470百万円 (69百万円)	297百万円 (69百万円)	163百万円 (-)	9百万円 (-)	20名 (9)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2016年6月28日開催の第59回定時株主総会において年額600百万円以内と決議いただいております。なお、決議日時点での報酬の支給対象となる取締役の人数は8名となります。
2. 監査役の報酬限度額は2016年6月28日開催の第59回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。なお、決議日時点での報酬の支給対象となる監査役の人数は4名となります。
3. 当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外取締役は3名）、監査役は5名（うち社外監査役は4名）であります。上記の取締役及び監査役の員数と相違しておりますのは、2021年6月22日開催の第64回定時株主総会をもって退任した取締役4名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役1名）を含んでいるためであります。
4. 上記の報酬等の総額には以下のものが含まれております。
当事業年度における役員賞与引当金の繰入額163百万円（取締役5名に対し163百万円）、役員株式給付引当金繰入額9百万円（取締役8名に対し9百万円、2021年6月22日開催の第64回定時株主総会をもって退任した取締役3名分を含む）。
5. 当社は、2009年6月25日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
6. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。なお、業績連動報酬等の額の算定の基礎とする業績指標について、当事業年度より、単体の当期純利益から連結の親会社株主に帰属する当期純利益に変更しております。これは、内部留保となる純利益が会社の最終の成績を表すものとする前提の上で、当社の取締役の経営責任が当社グループ全体に及ぶことを踏まえたものです。
なお、単体の当期純利益及び連結の親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、「1. 企業集団の現況」の「(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。
7. 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。当該役員株式報酬は、取締役の報酬と当社の株式価値の連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高める目的として導入したものです。当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度であり、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。支給額の決定に関しては、取締役会の決議で許容される範囲において、毎年の定時株主総会日現在における取締役に対して、前年の定時株主総会日から当年の定時株主総会日までの期間における職務執行の対価として、「1ポイント＝1株」相当のポイントを付与します。また、当該ポイントについては、職務執行期間の開始する日における役位に応じて、支給され、役位ごとの内訳は代表取締役会長及び代表取締役社長465ポイント、取締役副社長執行役員279ポイント、取締役専務執行役員264ポイント、取締役常務執行役員233ポイント、取締役執行役員186ポイントとなります。
当該役員株式報酬に関する株主総会の決議については、2018年6月26日開催の定時株主総会において、役員株式報酬制度導入に関する決議を受けております。なお、決議日時点での報酬の支給対象となる役員の人数は取締役9名となります。また、2021年6月22日開催の定時株主総会において、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の2021年3月1日施行に伴い、取締役に対する株式報酬の報酬枠（1事業年度あたり2,400ポイントを上限）等に関する決議を受けており、決議日時点での報酬の支給対象となる役員の人数は取締役5名であります。

⑤取締役及び監査役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の決定は、報酬諮問委員会の意見を踏まえ、株主総会で決議を受けた報酬限度額の範囲内で、取締役会より一任された代表取締役会長小澤二郎及び代表取締役社長久米敦司が決定しております。なお、短期の役員賞与の個人別金額の決定においては、役職別に割り振られたポイント数を勘案しております。

また、当該一任の決議については、毎年株主総会後に行う取締役会において、審議のもと行っております。また、公正性の担保のため、当該一任の対象を代表取締役1名ではなく2名とするほか、一年ごとに決議を採ることとしております。代表取締役2名に個人別の報酬に関する権限を委任した理由は、業務執行及び事業特性をよく知る代表取締役に一任することで俯瞰的かつ機動的な報酬額の決定が可能であると判断したためです。また、役員株式報酬の個人別給付株式数の決定においては「1ポイント＝1株」相当のポイントを役位ごとに定め付与しております。

なお、報酬諮問委員会では、取締役の報酬等の決定プロセスの公正性や透明性、客観性等を担保するため、取締役の個人別の報酬に関する決定方針等の審議を行っております。報酬諮問委員会は代表取締役会長、代表取締役社長及び独立社外取締役のうち、取締役会の決議によって選任された3人以上の取締役で構成され、その過半数は独立社外取締役であります。取締役会は、報酬諮問委員会における審議プロセス、提言内容等を確認しており、取締役の個人別の報酬額の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、各監査役の報酬については、株主総会で決議を受けた報酬限度額の範囲内で、監査役の協議を経て支給額を決定しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況は「(2) 会社役員の状況」の「①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、各社外役員の兼職先と当社との間の関係は次のとおりであります。

地位	氏名	当社と当該他の法人等との関係
取締役	川上三知男	記載すべき関係はありません。
取締役	齋藤聖美	記載すべき関係はありません。
取締役	大西賢	記載すべき関係はありません。
監査役	山内文明	カタギ食品株式会社は、当社の子会社であります。カタギ食品株式会社との間には製品の生産委託及び事業資金の貸付等の取引関係があります。
監査役	秋元建夫	小澤物産株式会社及び小澤商事株式会社は、当社の大株主であります。小澤物産株式会社と当社との間には、機器の購入等の取引関係があります。また、小澤商事株式会社と当社との間には、製品の保管荷役及び運送委託等の取引関係があります。
監査役	磯貝進	三菱商事株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、製品の販売代理店取引等の取引関係があります。
監査役	吉田昌悟	三井物産株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、原材料の仕入、製品の販売代理店取引等の取引関係があります。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 川上 三知男	<p>当期に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にコンプライアンスについて専門的立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役 齋藤 聖美	<p>当期に開催された取締役会10回すべてに出席いたしました。企業経営者としての豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づいて、取締役会では当該視点から積極的な意見を述べており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・債務を果たしております。また、報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で、当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役 大西 賢	<p>当期に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。企業経営者としての豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づいて、取締役会では当該視点から積極的な意見を述べており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・債務を果たしております。また、報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で、当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
監査役 山内 文明	<p>当期に開催された取締役会10回すべてに出席し、監査役会10回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
監査役 秋元 建夫	<p>当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。</p>

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役 磯貝 進	当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 吉田 昌悟	当期に開催された取締役会10回すべてに出席し、監査役会10回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 取締役齋藤聖美氏、取締役大西賢氏、監査役山内文明氏、監査役吉田昌悟氏は、2021年6月22日開催の第64回定時株主総会において選任されたため、開催回数が他の役員と異なります。なお、就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は10回であります。

■（３）会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬等	非監査業務に基づく報酬等
当 社	35百万円	—
連 結 子 会 社	—	—
計	35百万円	—

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社における監査証明業務に基づく報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、公認会計士法等の法令違反による監督官庁から処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、当社評価項目による評価結果の観点から、監査を遂行するに不十分であると判断した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	23,705	流動負債	6,148
現金及び預金	6,148	支払手形及び買掛金	2,755
売掛金	7,341	未払金	1,635
商品及び製品	2,041	未払法人税等	751
仕掛品	1,057	賞与引当金	594
原材料及び貯蔵品	6,658	役員賞与引当金	163
その他	456	その他	248
固定資産	15,656	固定負債	2,061
有形固定資産	12,760	退職給付に係る負債	1,734
建物及び構築物	5,285	役員株式給付引当金	26
機械装置及び運搬具	4,138	株式給付引当金	6
土地	3,091	資産除去債務	182
リース資産	0	リース債務	0
建設仮勘定	9	繰延税金負債	71
その他	235	その他	39
無形固定資産	348	負債合計	8,210
ソフトウェア	282	純資産の部	
その他	66	株主資本	30,277
投資その他の資産	2,546	資本金	2,160
投資有価証券	1,998	資本剰余金	3,067
繰延税金資産	316	利益剰余金	26,423
その他	304	自己株式	△1,373
貸倒引当金	△73	その他の包括利益累計額	873
資産合計	39,361	その他有価証券評価差額金	842
		繰延ヘッジ損益	110
		退職給付に係る調整累計額	△79
		純資産合計	31,150
		負債純資産合計	39,361

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		32,185
売上原価		22,021
売上総利益		10,163
販売費及び一般管理費		6,712
営業利益		3,450
営業外収益		
受取利息及び配当金	37	
為替差益	265	
投資有価証券売却益	38	
補助金収入	130	
雑収入	88	560
営業外費用		
支払利息	1	
支払手数料	37	
投資有価証券売却損	0	
雑損失	3	42
経常利益		3,968
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産除売却損	19	19
税金等調整前当期純利益		3,950
法人税、住民税及び事業税	1,213	
法人税等調整額	△31	1,181
当期純利益		2,769
親会社株主に帰属する当期純利益		2,769

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		28,979
売上原価		19,744
売上総利益		9,235
販売費及び一般管理費		6,005
営業利益		3,229
営業外収益		
受取利息及び配当金	38	
為替差益	265	
投資有価証券売却益	38	
補助金収入	130	
雑収入	20	493
営業外費用		
支払利息	1	
支払手数料	37	
投資有価証券売却損	0	
雑損失	2	41
経常利益		3,681
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産除売却損	16	16
税引前当期純利益		3,665
法人税、住民税及び事業税		1,154
法人税等調整額		△34
当期純利益		2,545

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

かどや製油株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷 大二郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、かどや製油株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、かどや製油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

かどや製油株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷 大二郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、かどや製油株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当社および当社グループ会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を取締役会と協働して確立することを監査の基本方針として、監査計画、職務の分担等を定め、法令順守、内部統制システムの構築・運用の状況及びリスク管理を重点監査項目に設定し、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

かどや製油株式会社 監査役会

常勤監査役 植松博司 ㊟

常勤監査役 山内文明 ㊟

監査役 秋元建夫 ㊟

監査役 磯貝進 ㊟

監査役 吉田昌悟 ㊟

(注) 監査役山内文明氏、監査役秋元建夫氏、監査役磯貝進氏、監査役吉田昌悟氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会 会場ご案内図

日時

2022年6月27日 (月曜日)
午前10時

場所

東京都港区高輪三丁目13番1号
グランドプリンスホテル高輪
地下1階 プリンスルーム

交通

- 1 東海道新幹線・JR線 品川駅
高輪口(西口) より徒歩約9分
- 1 京浜急行線 品川駅
高輪口 より徒歩約9分
- 2 都営地下鉄浅草線 高輪台駅
A1出口 より徒歩約7分

都営地下鉄浅草線
高輪台駅

A1出口 2

至五反田

桜田通り 1

郵便局

東京高輪病院

国際館
パミール

味の素グループ
高輪研修センター

グランド
プリンスホテル
新高輪

品川税務署

貴賓館

ザ・プリンス
さくらタワー

駐車場

高輪公園

坂の入口

坂の入口

りそな銀行ATM

横断歩道

第1京浜 15

京浜急行
品川駅

高輪口
(西口) 1

横断歩道 セブンイレブン

至銀座→

京浜急行線

JR
品川駅

レインボーロード
(自由通路)

東海道新幹線・JR線

ご出席株主様へのお土産の配布は本年も取りやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



 かとや 製油株式会社

〒141-0031 東京都品川区西五反田8丁目2番8号
TEL 03-3492-5545
<https://www.kadoya.com/>

UD
FONT

